



# 英国の遺骨返還状況

植木哲也 苫小牧駒澤大学

## 1. これまでの経緯

1980年代：オーストラリアやニュージーランドから返還要求。一部の研究者が遺骨返還の問題を取り上げる。

1999年：Alder Hey 事件

- ・小児病院が小児の心臓を同意なしに大量に保管している事実が判明し、社会問題化。両親からの返還請求。
- ・遺骨に対する先住民族の感情が、Alder Hey の両親たちの気持ちと同様に理解されるようになる。
- ・科学者と返還支持者の論争が活発化。

2000年7月：オーストラリア先住民の遺骨返還に向け、英国首相とオーストラリア首相が共同声明。

2001年5月：英国政府 (Department for Culture, Media and Sport) が 遺骨返還に向けたワーキング・グループ (The Working Group on Human Remains) を招集。

2003年11月：ワーキン・グループによるレポート (DCMS2003)。

2004年7月：上記レポートに関する審議会開催 (DCMS2004)。

2004年11月：人体組織法 (Human Tissue Act 2004) 成立。9つの国営博物館に、死後1000年より新しいと考えられる遺骨について、返還の権限を与える。

2005年10月：英国政府が遺骨の扱いに関するガイダンスを刊行 (DCMS2005)。

2006年：大英博物館と自然史博物館がアボリジニの遺骨返還に同意。

2011年：自然史博物館がトレス海峡諸島の先住民族の138の遺骨を返還の報道。

## 2. ガイダンス (Guidance for the Care of Human Remains in Museums) の概要

○このガイダンスは最良の手続きを推奨するものであり、法的強制力はない。

### ○三部構成

パート1 (法的・倫理的枠組み)

パート2 (遺骨の管理・保存・使用)

パート3 (遺骨の返還請求)

### ○法的枠組み

・人体組織法2004：人体組織の扱い (DNA分析を含む) を規定。事前承諾を求める。

・すでに保管中の人体組織、輸入された人体組織、100年以上の古い人体組織は適用外となるため、博物館の遺骨の多くについて別のガイダンスが必要となる。

・イングランドおよびウェールズの法律は、人体や人体組織に対する財産権 (所有権) を認めていない。したがって、これにもとづく返還請求は困難である。

### ○倫理的枠組み

・手続き上の原則 (義務)：厳格さ；清廉潔白さ；感受性と文化的理解力；個人と共同体の尊重；責任あるコミュニケーション・公開性・透明性；公正さ

・倫理的な原則：苦痛を与えない；考えの多様性の尊重；科学の価値の尊重；連帯；善意

## 3. 遺骨返還請求に関するガイダンス

3.1 序文 / 3.2 背景

## うえき・てつや さん

苫小牧駒澤大学国際文化学部教授。学術博士。専門は哲学、科学技術社会論。『学問の暴力—アイヌ墓地はなぜあばかれたか』（春風社、2008年）など著書多数。北大開示文書研究会会員。

○前提として踏まえるべきこと  
・人骨は知識の進展に貢献する。  
・博物館の人骨には、不正に獲得され、個人やコミュニティが深く傷つけられたケースがある。

○返還請求はオープンで公平な対話によって、ケースバイケースで解決されるべきである。

○費用の問題が返還を拒否する理由となるべきでない。

### 3.3 手続きのガイダンス（モデル・ケース）

#### 3.3.1 返還の申し出

○公的に受理し、責任者を明確にし、請求内容を明確にする。プロセスを公開する。

#### 3.3.2 証拠集め

○請求者の立場と遺骨との連続性

・系譜上の子孫

(genealogical descendants)：子孫に返還されないのは例外的ケースである。

・文化的共同体

(cultural community)：請求者の共同体と遺骨の属す共同体との考え

方・慣習・文化の連続性が一般に求められる。

・国家

○遺骨の文化的・精神的・宗教的意義（重要だが必要ではない）、遺骨の年代、どのように持ち出されたか（19世紀から20世紀にかけて、遺族や共同体の意に反して持ち出された遺骨が存在する）、博物館等における遺骨の保存状態・法的権限、遺骨の科学的・教育的・歴史的価値、これまでの遺骨の用いられ方、返還後の遺骨の扱い方、遺骨の記録、返還以外の可能性、由来国の政策、前例。

3.3.3 総合と分析：すべての証拠を総合し、適切な規準にもとづき、公開された持続的な対話を行なうべきである。倫理的・法的枠組みにしたがって証拠を分析する。最も重要な段階。

#### 3.3.4 意見聴取（必要であれば）

3.3.5 決定：機関としての公的決定、報告書の作成。

3.3.6 アクション：決定プロセスの記録・保存、請求者への通知、理

由の説明、反論の機会の提供、実行への具体的手続きの明確化。

## 4. 参考文献

DCMS 2003: The Report of the Working Group on Human Remains

DCMS 2004: Care of Historic Human Remains; a Consultation on the Report of the Working Group on Human Remains

DCMS 2005: Guidance for the Care of Human Remains in Museums

Jenkins, Tiffany 2011: Contesting Human Remains in Museum Collections; The Crisis of Cultural Authority, Routledge

井上悠輔 2004「「展示・陳列される人体」の返還をめぐる議論の意味するもの—人体組織の管理に関するイギリスでの議論から」『医療・生命と倫理・社会』第3号、大阪大学大学院医学系研究科・医の倫理学教室、78-89

宇都木伸 2002：「人体由来試料を医学研究等に使用する際の社会的・倫理的問題についての研究」『第9回ヘルスリサーチフォーラム』、ファイザーヘルスリサーチ振興財団、142-8